

建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域に貢献する建設業者が安心して事業を営むことができるよう、建設工事等の受注者への不当要求等を排除し、もって建設工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

三重県及び三重県企業庁が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務をいう。

(2) 不当要求等

次に掲げる行為をいう。

(ア) 暴力行為又は脅迫行為

(イ) 正当な理由なく面会を強要する行為

(ウ) 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為

(エ) 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

(オ) 前各号に掲げるもののほか、建設工事等に支障を生じさせる等の一切の行為

(不当要求等に対する取組)

第3条 第4条に規定する不当要求等防止責任者を置くとともに、第5条に規定する三重県建設工事等不当要求等防止協議会を通じて、建設工事等の受注者に対する不当要求等の根絶に向け取り組むものとする。

(不当要求等防止責任者)

第4条 三重県及び三重県企業庁の事務所等の発注機関（以下「発注機関」という。）には、副所長等の管理職であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者である者を、建設工事等受注者への不当要求等防止責任者（以下「不当要求等防止責任者」という。）として1名置くものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者に管理職以外の者が選定されている場合は、発注機関の長が、不当要求等防止責任者を兼ねるものとする。

2 不当要求等防止責任者は、職場において次に掲げる事務を担当する。

- (1) 発注機関の長と協力し、不当要求等に対する組織的な対応を講じること
- (2) 不当要求等に関する情報を職場の職員に周知すること
- (3) その他不当要求等に対する取組の推進に関すること

(三重県建設工事等不当要求等防止協議会の設立)

第5条 建設工事等の受注者への不当要求等に対し、関係機関が連携し、必要な措置を講じることにより、建設工事等に携わる者の安全を確保するとともに、建設工事等の円滑な施行に寄与することを目的として、三重県建設工事等不当要求等防止協議会（以下「不当要求等防止協議会」という。）を設立するものとする。

2 不当要求等防止協議会は、別途定める規約により運営するものとする。

(暴力団員等による不当要求等)

第6条 発注機関の長又は不当要求等防止責任者は、契約の履行に当たって受注者又は下請負人等が暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱（平成27年4月1日）第2条第十二号に規定する暴力団員等をいう。）による不当要求等を受けたときは、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱に基づき対応するものとする。

(情報管理)

第7条 この要綱を運用するに際し、得た情報については、情報の流出防止に努めるとともに適正に管理しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、不当要求等の防止対策に必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。